

官報 号外

平成十一年十一月二十四日

○第百四十六回 参議院會議録第七号

平成十一年十一月二十四日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第七号

平成十一年十一月二十四日

午前十時開議

- 第一 民法の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出衆議院送付)
- 第二 任意後見契約に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出衆議院送付)
- 第三 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出衆議院送付)
- 第四 後見登記等に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されましたベルギー王国上院議長アルマン・ドゥ・デケール閣下の御一行がただいま貴賓席にお見えになっております。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

(総員起立、拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

- 日程第一 民法の一部を改正する法律案
 - 日程第二 任意後見契約に関する法律案
 - 日程第三 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
 - 日程第四 後見登記等に関する法律案
- (いずれも第百四十五回国会内閣提出衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長風間昶君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(風間昶君登壇、拍手)

○風間昶君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民法の一部を改正する法律案は、高齢社

会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を創設するとともに、聴覚・言語機能障害者が手話通訳または筆談により公正証書遺言をすることができるようになること等を内容とするものであります。

次に、任意後見契約に関する法律案は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別な定めをすることともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めることにより任意後見制度を創設するものであります。

次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する百八十一の法律の規定の整備等を行うものであります。

最後に、後見登記等に関する法律案は、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法にかえて、後見、保佐及び補助並びに任意後見契約に関する新たな登記制度を創設するものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、新たな法定後見制度を後見、保佐及び補助の三類型とした理由、成年被後見人等であることを欠格事由とする資格制限の見直し、成年後見制度と福祉制度との連携、家庭裁判所の体制強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、四法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより四案を一括して採決いたします。

四案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百三十一
反対 〇

よって、四案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長	斎藤 十朗君
副議長	曾野 久光君
議員	鶴保 庸介君
	魚住 裕一郎君

渡辺 孝男君	中島 啓雄君	武見 敬三君	矢野 哲朗君	石渡 清元君	村上 正邦君	小泉 親司君	松崎 俊久君
入澤 肇君	福本 潤一君	山崎 正昭君	河本 英典君	倉田 寛之君	竹山 裕君	石井 一二君	八田ひろ子君
山本 保君	森山 裕君	南野知恵子君	谷川 秀善君	真鍋 賢二君	石井 道子君	富樫 練三君	大脇 雅子君
山崎 力君	阿曾田 清君	加藤 紀文君	上野 公成君	井上 裕君	岩崎 純三君	目下徳代子君	小林 元君
沢 たまき君	大森 礼子君	服部三男雄君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	中村 敦夫君	佐藤 道夫君	大沢 辰美君
加藤 修一君	末広まきこ君	岡 利定君	松谷倉一郎君	羽田雄一郎君	木俣 佳丈君	井上 美代君	阿部 幸代君
水野 誠一君	高橋 令則君	須藤良太郎君	久世 公亮君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	須藤美也子君	谷本 嶺君
月原 茂皓君	益田 洋介君	鴻池 祥肇君	西田 吉宏君	櫻井 充君	郡司 彰君	清水 澄子君	柳田 稔君
海野 義孝君	長谷川道郎君	若林 正俊君	田中 直紀君	海野 徹君	谷林 正昭君	岩佐 恵美君	林 紀子君
奥村 展三君	曾川 健二君	陣内 孝雄君	清水嘉与子君	小川 敏夫君	藤井 俊男君	西山登紀子君	緒方 靖夫君
平野 貞夫君	戸田 邦司君	青木 幹雄君	野沢 太三君	高嶋 良充君	本田 良一君	三重野栄子君	広中和歌子君
但馬 久美君	弘友 和夫君	井上 吉夫君	吉川 芳男君	小川 勝也君	齋藤 勤君	勝木 健司君	池田 幹幸君
荒木 清寛君	山下 栄一君	岡野 裕君	鈴木 政二君	平田 健二君	朝日 俊弘君	笠井 亮君	吉川 春子君
松岡清壽男君	堂本 暁子君	金田 勝年君	林 芳正君	前川 忠夫君	伊藤 基隆君	山下 芳生君	大淵 絹子君
田村 秀昭君	泉 信也君	山本 一太君	長峯 基君	小山 峰男君	江本 孟紀君	測上 貞雄君	松前 達郎君
風間 昶君	日笠 勝之君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	直嶋 正行君	石田 美栄君	吉岡 古典君	市田 忠義君
森本 晃司君	木庭健太郎君	久野 恒一君	岸 宏一君	円 より子君	堀 利和君	筆坂 秀世君	橋本 敦君
椎名 素夫君	渡辺 秀央君	木村 仁君	亀井 郁夫君	今井 澄君	峰崎 直樹君	立木 洋君	田 英夫君
星野 朋市君	扇 千景君	景山俊太郎君	馳 浩君	川橋 幸子君	岡崎トミ子君	山本 正和君	梶原 敬義君
浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	阿南 一成君	有馬 朗人君	篠瀬 進君	佐藤 泰介君	國務大臣	白井日出男君
白浜 一良君	世耕 弘成君	岩城 光英君	加納 時男君	今泉 昭君	奥石 東君	法務大臣	
脇 雅史君	山下 善彦君	溝手 顕正君	亀谷 博昭君	足立 良平君	笹野 貞子君		
山内 俊夫君	依田 智治君	北岡 秀二君	平田 耕一君	千葉 景子君	山下八洲夫君		
森田 次夫君	森下 博之君	橋本 聖子君	中原 爽君	江田 五月君	薬科 満治君		
日出 英輔君	仲道 俊哉君	中島 眞人君	釜本 邦茂君	北澤 俊美君	角田 義一君		
斉藤 滋宣君	国井 正幸君	野間 起君	吉村剛太郎君	本岡 昭次君	寺崎 昭久君		
水島 裕君	岩瀬 良三君	松村 龍二君	小山 孝雄君	吉田 昭次君	竹村 泰子君		
大野つや子君	市川 一朗君	塩崎 恭久君	岩井 國臣君	内藤 正光君	西川きよし君		
常田 享詳君	畑 恵君	海老原義彦君	片山虎之助君	小池 晃君	宮本 岳志君		
鈴木 正孝君	田浦 直君	尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	福島 瑞穂君	小宮山洋子君		
保坂 三蔵君	岩永 浩美君	大島 慶久君	狩野 安君	島袋 宗康君	畑野 君枝君		
三浦 一水君	阿部 正俊君	成瀬 守重君	鎌田 要人君				

武見 敬三君	矢野 哲朗君	石渡 清元君	村上 正邦君	小泉 親司君	松崎 俊久君
山崎 正昭君	河本 英典君	倉田 寛之君	竹山 裕君	石井 一二君	八田ひろ子君
南野知恵子君	谷川 秀善君	真鍋 賢二君	石井 道子君	富樫 練三君	大脇 雅子君
加藤 紀文君	上野 公成君	井上 裕君	岩崎 純三君	目下徳代子君	小林 元君
服部三男雄君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	中村 敦夫君	佐藤 道夫君	大沢 辰美君
岡 利定君	松谷倉一郎君	羽田雄一郎君	木俣 佳丈君	井上 美代君	阿部 幸代君
須藤良太郎君	久世 公亮君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	須藤美也子君	谷本 嶺君
鴻池 祥肇君	西田 吉宏君	櫻井 充君	郡司 彰君	清水 澄子君	柳田 稔君
若林 正俊君	田中 直紀君	海野 徹君	谷林 正昭君	岩佐 恵美君	林 紀子君
陣内 孝雄君	清水嘉与子君	小川 敏夫君	藤井 俊男君	西山登紀子君	緒方 靖夫君
青木 幹雄君	野沢 太三君	高嶋 良充君	本田 良一君	三重野栄子君	広中和歌子君
井上 吉夫君	吉川 芳男君	小川 勝也君	齋藤 勤君	勝木 健司君	池田 幹幸君
岡野 裕君	鈴木 政二君	平田 健二君	朝日 俊弘君	笠井 亮君	吉川 春子君
金田 勝年君	林 芳正君	前川 忠夫君	伊藤 基隆君	山下 芳生君	大淵 絹子君
山本 一太君	長峯 基君	小山 峰男君	江本 孟紀君	測上 貞雄君	松前 達郎君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	直嶋 正行君	石田 美栄君	吉岡 古典君	市田 忠義君
久野 恒一君	岸 宏一君	円 より子君	堀 利和君	筆坂 秀世君	橋本 敦君
木村 仁君	亀井 郁夫君	今井 澄君	峰崎 直樹君	立木 洋君	田 英夫君
景山俊太郎君	馳 浩君	川橋 幸子君	岡崎トミ子君	山本 正和君	梶原 敬義君
阿南 一成君	有馬 朗人君	篠瀬 進君	佐藤 泰介君	國務大臣	白井日出男君
岩城 光英君	加納 時男君	今泉 昭君	奥石 東君	法務大臣	
溝手 顕正君	亀谷 博昭君	足立 良平君	笹野 貞子君		
北岡 秀二君	平田 耕一君	千葉 景子君	山下八洲夫君		
橋本 聖子君	中原 爽君	江田 五月君	薬科 満治君		
中島 眞人君	釜本 邦茂君	北澤 俊美君	角田 義一君		
野間 起君	吉村剛太郎君	本岡 昭次君	寺崎 昭久君		
松村 龍二君	小山 孝雄君	吉田 昭次君	竹村 泰子君		
塩崎 恭久君	岩井 國臣君	内藤 正光君	西川きよし君		
海老原義彦君	片山虎之助君	小池 晃君	宮本 岳志君		
尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	福島 瑞穂君	小宮山洋子君		
大島 慶久君	狩野 安君	島袋 宗康君	畑野 君枝君		
成瀬 守重君	鎌田 要人君				

石渡 清元君	村上 正邦君	小泉 親司君	松崎 俊久君
倉田 寛之君	竹山 裕君	石井 一二君	八田ひろ子君
真鍋 賢二君	石井 道子君	富樫 練三君	大脇 雅子君
井上 裕君	岩崎 純三君	目下徳代子君	小林 元君
坂野 重信君	中村 敦夫君	佐藤 道夫君	大沢 辰美君
羽田雄一郎君	木俣 佳丈君	井上 美代君	阿部 幸代君
浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	須藤美也子君	谷本 嶺君
櫻井 充君	郡司 彰君	清水 澄子君	柳田 稔君
海野 徹君	谷林 正昭君	岩佐 恵美君	林 紀子君
小川 敏夫君	藤井 俊男君	西山登紀子君	緒方 靖夫君
高嶋 良充君	本田 良一君	三重野栄子君	広中和歌子君
小川 勝也君	齋藤 勤君	勝木 健司君	池田 幹幸君
平田 健二君	朝日 俊弘君	笠井 亮君	吉川 春子君
前川 忠夫君	伊藤 基隆君	山下 芳生君	大淵 絹子君
小山 峰男君	江本 孟紀君	測上 貞雄君	松前 達郎君
直嶋 正行君	石田 美栄君	吉岡 古典君	市田 忠義君
堀 利和君	筆坂 秀世君	橋本 敦君	田 英夫君
峰崎 直樹君	立木 洋君	梶原 敬義君	
岡崎トミ子君	山本 正和君		
佐藤 泰介君	國務大臣		
奥石 東君	法務大臣		
笹野 貞子君	白井日出男君		
山下八洲夫君			
薬科 満治君			
角田 義一君			
寺崎 昭久君			
竹村 泰子君			
西川きよし君			
宮本 岳志君			
小宮山洋子君			
畑野 君枝君			

議長の報告事項

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任	補欠
岡野 裕君	山内 俊夫君
文教・科学委員	
辞任	補欠
筆坂 秀世君	畑野 君枝君

交通・情報通信委員

辞任

山内 俊夫君

補欠

岡野 裕君

細野 君枝君

筆坂 秀世君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

辞任

木村 仁君

補欠

釜本 邦茂君

朝日 俊弘君

堀 利和君

石田 美栄君

足立 良平君

江本 孟紀君

今泉 昭君

羽田雄一郎君

今井 澄君

加藤 修一君

海野 義孝君

渡辺 秀央君

入澤 肇君

石井 一二君

島袋 宗康君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

円 より子君

補欠

谷林 正昭君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査会

理事 中原 爽君 (長峯基君の補欠)

理事 服部三男雄君 (成瀬守重君の補欠)

理事 海野 徹君 (前川忠夫君の補欠)

理事 沢 たまき君 (山本保君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案(閣法第七

(二号)

新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、次の衆議院提出案を法務委員会に付託した。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(衆第三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(閣法第二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

民法の一部を改正する法律案(第四百四十五回国会閣法第八号)審査報告書

任意後見契約に関する法律案(第四百四十五回国会閣法第八号)審査報告書

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第四百四十五回国会閣法第八号)審査報告書

後見登記等に関する法律案(第四百四十五回国会閣法第八号)審査報告書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後

段の規定による通知書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出全国自治体ゴミ焼却炉発注をめぐる独占禁止法違反に関する質問(答弁することができ期限 十一月十三日)

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七号の規定に基づく東チモール避難民救援国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

中曾根弘文君

補欠

岡野 裕君

法務委員

辞任

山内 俊夫君

補欠

中曾根弘文君

交通・情報通信委員

辞任

岡野 裕君

補欠

山内 俊夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

辞任

足立 良平君

補欠

羽田雄一郎君

今井 澄君

千葉 景子君

堀 利和君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案(亀井久興君外六名提出(衆第五号))

鳥袋 宗康君 石井 一二君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案(亀井久興君外六名提出(衆第五号))

平成十一年十一月十九日

法務委員長 風間 和

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を創設するとともに、聴覚又は言語機能に障害がある者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができるようになること等を内容とする遺言の方式の改正をしようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、新たな成年後見制度の実施に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 新制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が、制度の運用に十分に反映されるよう、制度の趣旨・内容について、関係者を始め広く国民に理解されるよう努めること。
- 二 新制度の運用が柔軟かつ弾力的に行われるためには、家庭裁判所の役割が極めて重要なものとなっていることにかんがみ、家庭裁判所の人的・物的強化及び研修の充実など、体制の整備に努めること。
- 三 新設される補助の制度に関しては、自己決定の尊重の理念に基づき、補助開始の審判、補助人・補助監督人の選任、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲等について、家庭裁判所調査官が本人との面談の機会を利用するなど、本人の意思を最大限に尊重して、柔軟かつ的確な運用に努めること。
- 四 成年後見人等の選任に当たっては、本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い者が選任されるよう、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係の有無等の確認について適正な運用をするとともに、選任後においても、家庭裁判所の監督の充実・強化に努めること。
- 五 成年後見制度について、地域福祉権利擁護事業等の福祉制度と連携を密にして、より有効に機能させるとともに、後見等の事務費用の負担、福祉関係諸団体への支援、後見人等に人材

を確保するための研修など、実施体制の整備に努めること。

- 六 後見登記等は、戸籍記載に代わる新たな公示方法であることにかんがみ、戸籍から登記への移行を促進させるとともに、登記事務の運用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮すること。また、利用者の利便の向上に資するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。
- 七 成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする百十六件の資格制限規定については、更なる見直しを行うこと。
- 八 新たな成年後見制度について、運用状況、経済的状況、高齢者・障害者をめぐる社会状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを行うこと。
- 九 聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、視覚障害を含む全ての障害を持つ人の立場に立った適正な運用が行われるよう公証人等の指導に努めること。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十一年七月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 齋藤 十朗殿

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法明治二十九年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 扶養を
第一節 保佐
第二節 補助
第六章 扶養」
「第五章の二 保佐及び補助」
に改める。

第七条中「心神喪失ノを」を「精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク」に、「後見人、保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス

第九条中「禁治産者ノ行為」を「成年被後見人ノ法律行為」に改め、同条に次のただし書を加える。

但日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十条中「禁治産ノ原因」を「第七条ニ定メタル原因」に、「第七条ニ掲ゲタル者」を「本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人未成年後見人及び成年後見人ヲ謂フ以下同ジ」、後見監督人ハ未成年後見監督人及び成年後見監督人ヲ謂フ以下同ジ又ハ檢察官」に、「其宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能

力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条第一項中「准禁治産者」を「被保佐人」に改め、同項に次のただし書を加える。

但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二条第一項第三号中「又ハ重要ナル財産」を「其他重要ナル財産」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト

第十二条第一項第七号中「負担附」を「負担付」に改め、同条第二項中「場合ニ依リ准禁治産者」を「第十一条本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人」に、「同意アル」を「同意ヲ得ル」に、「旨ヲ宣告スル」を「旨ノ審判ヲ為ス」に改め、同項に次のただし書を加える。

但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二条第三項中「前二項ノ規定ニ反スル行為」を「保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ハ被保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ

同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

コトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第十二条第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス

第十三条 第十一条本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人ガ被補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得

第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條又ハ第十一條本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十五条 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス

前条第一項ノ審判及ビ第八百七十六條の九第一項ノ審判ヲ終テ取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十六条 家庭裁判所ハ第十四条第一項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為ス

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被保佐人ナルトキニ之ヲ準用ス

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第九百一十條第二項中「禁治産者ガ能力ヲ回復シタル」を「成年被後見人ガ能力者ト為リタル」に改める。

第十九条 第一項中「無能力者」を「制限能力者」に改める。

第九百一十條第二項中「禁治産者ガ能力ヲ回復シタル」を「成年被後見人ガ能力者ト為リタル」に改める。

第二百一十條第一項第一号中「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

第二百一十條第一項第一号中「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

（未成年者、成年被後見人、被保佐人及ビ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下同ジ）ノ「其無能力者」を「其制限能力者」に、「二ヶ月」を「簡月」に、「若シ無能力者」を「若シ其制限能力者」に改め、同条第二項中「無能力者」を「制限能力者」に、「法定代理人」を「其法定代理人、保佐人又ハ補助人」に改め、同条第四項中「準禁治産者」を「被保佐人又ハ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人」に、「保佐人ノ同意ヲ得テ其行為ヲ追認スベキ旨」を「其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨」に、「準禁治産者ガ」を「其被保佐人又ハ被補助人ガ」に、「右ノ同意」を「右ノ追認」に改める。

第二十条中「無能力者」を「制限能力者」に、「用キタル」を「用ヒタル」に改める。

第九百八条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第二百一十條第一項第一号中「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

第二百一十條中「取消シ」を「能力ノ制限ニ因リテ取消シ」に、「無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人」を「制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者」に改め、同条に次の一項を加える。

詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

第二百一十條第一項第一号中「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

第二百一十條中「取消シ」を「能力ノ制限ニ因リテ取消シ」に、「無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人」を「制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者」に改め、同条に次の一項を加える。

詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

第二百一十條第一項第一号中「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

第二百一十條中「取消シ」を「能力ノ制限ニ因リテ取消シ」に、「無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人」を「制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者」に改め、同条に次の一項を加える。

詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

改め、同条第三項中「法定代理人」の下に「又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人」を加える。

第五百五十八條中「六ヶ月」を「六箇月」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第五百五十九條中「無能力者」を「未成年者又ハ成年被後見人」に、「六ヶ月」を「六箇月」に改める。

第四百四十九條中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第六百五十三條中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第六百七十九條第三号を次のように改める。

三 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

第七百三十三條中「心神喪失」を「精神上ノ障害ニ因リ自己ノ行為ヲ責任ヲ弁識スル能力ヲ欠ク状態ニ在ル」に、同条ただし書中「一時ノ心神喪失」を「一時其状態」に改める。

第七百三十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見人」を「成年被後見人」に改める。

第七百七十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「禁治産の取消」を「後見開始の審判の取消」に改める。

第七百八十条中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第七百九十四條中「被後見人」の下に「（未成年被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。）」を加える。

五

見人に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八百四十条から第八百四十三条までを次のように改める。

第八百四十条 前条の規定によつて未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によつて、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失つたことによつて未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなければならない。

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、成年後見人を選任する。

成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者若しくは成年後見人の請求によつて、又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見

人との利害関係の有無、成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第八百四十五条から第八百四十七条までを次のように改める。

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したことによつて新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で、これを解任することができる。

第八百四十七条 次に掲げる者は、後見人となることができる。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- 五 行方の知れない者

第八百四十八条中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百四十九条中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「被後見人の親族又は後見人」を「未成年

年後見人、その親族若しくは未成年後見人に改め、「請求によつて」の下に、「又は職権で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八百四十九条の二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年後見人の請求によつて、又は職権で、成年後見監督人を選任することができる。

第八百五十二条中「及び」を、「第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、」に、「乃至第八百四十六条を」、「第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条に、「これを」とついでに改める。

第八百五十七条中「未成年者の後見人」を「未成年後見人」に、「乃至第八百二十三条を、」から第八百二十三条まで「に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十八条を次のように改める。

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たつては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第八百五十九条の次に次の二条を加える。

第八百五十九条の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第八百五十九条の三 成年後見人は、成年被後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

第八百六十一条に次の一項を加える。

後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

第八百六十三条第二項中「被後見人の親族」を「被後見人若しくはその親族」に改める。

第八百六十四条中「未成年者」を「未成年被後見人」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百六十七条第一項中「後見人は、未成年者」を「未成年被後見人は、未成年被後見人」に改める。

第八百六十八条中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十二條第一項中「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十五条の次に次の章名及び節名を付する。

第五章の二 保佐及び補助

第一節 保佐

第八百七十六条を次のように改める。

第八百七十六条 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。

第八百七十六条の次に次の四條及び一節を加える。

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、保佐人について準用する。

保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求によつて、又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み替へるものとす。

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、第十一条本文に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

本人以外の者の請求によつて前項の審判をする

るには、本人の同意がなければならない。

家庭裁判所は、第一項に掲げる者の請求によつて、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八百六十二條及び第八百六十三條の規定は保佐の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十五條、第八百七十一條及び第八百七十三條の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二條の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。

第二節 補助

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、補助人について準用する。

補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時

補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の八 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求によつて、又は職権で、補助監督人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替へるものとす。

第八百七十六條の九 家庭裁判所は、第十四條第一項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

第八百七十六條の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

第八百七十六條の十 第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八百六十二條、第八百六十三條及び第八百七十六條の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について

準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十五條、第八百七十一條及び第八百七十三條の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二條の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に関して生じた債権について準用する。

第九百十七條中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第九百六十二條中「及び第十二條」を、「第十二條及び第十六條」に改める。

第九百六十九條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「立会」を「立会い」に改め、同条第三号中「読み聞かせ」の下に「、又は閲覧させ」を加え、同条第四号中「おす」を「押す」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記」を「付記」に改め、同条第五号中「附記」を「付記」に、「おす」を「押す」に改め、同条次に次の一条を加える。

第九百六十九條の二 「口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

公証人は、前二項に定める方式に従つて公正

証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならぬ。

第九百七十二條第一項中「言語を発することができない者」が「口がきけない」に改め、「住所を」の下に「通訳人の通訳により申述し、又は」を加え、同条第二項中「公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を」第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨に改め、「記載して、」の下に「第九百七十条第一項第四号に規定する」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならぬ。

第九百七十三條第一項中「禁治産者が本心に復しを」成年被後見人が「事理を弁識する能力を一時回復し」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「心神喪失の状況」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態」に、「附記し」を「付記し」に、「おさなければ」を「押さなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九百七十四條中「左」を「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九百七十六條第一項中「立会を以て」を「立会をもつて」に改め、「読み聞かせ」の下に、「又は閲覧させ」を加え、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口

授に代えなければならぬ。

第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

第九百七十九條第二項中「前項」を「前三項」に、「おし、且つ」を「押し、かつ」に改め、同条第三項中「第九百七十六條第三項」を「第九百七十六條第五項」に、「これを」を「ついで」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしてなければならぬ。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第九百六十九條、第九百七十二條、第九百七十六條及び第九百七十九條の改正規定、第九百六十九條の次に一條を加える改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の民法(次条において「新法」という。)の規定は、次条第三項の規定による場合を除き、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法(次条において「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

第三条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年被後見人及び成年被後見監督人となす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人となす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第八百四十六條、第九百七十四條及び第九百七十九條の改正規定を除き、なお従前の例による。

4 旧法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く)は、新法の規定による後見開始又は保佐開始の審判の請求とみなす。

審査報告書

任意後見契約に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十九日

法務委員長 風間 純

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に必要事項を定めるところにより、任意後見制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、新たな成年後見制度の実施に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 新制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が、制度の運用に十分に反映されるよう、制度の趣旨・内容について、関係者を始め広く国民に理解されるよう努めること。

二 新制度の運用が柔軟かつ弾力的に行われるためには、家庭裁判所の役割が極めて重要なものとなっていることにかんがみ、家庭裁判所の人的・物的強化及び研修の充実など、体制の整備に努めること。

三 新設される補助の制度に関しては、自己決定の尊重の理念に基づき、補助開始の審判、補助人・補助監督人の選任、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲等について、家庭裁判

所調査官が本人との面談の機会を利用するなど、本人の意思を最大限に尊重して、柔軟かつ的確な運用に努めること。

四 成年後見人等の選任に当たっては、本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い者が選任されるよう、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係の有無等の確認について適正な運用をするとともに、選任後においても、家庭裁判所の監督の充実・強化に努めること。

五 成年後見制度について、地域福祉権利擁護事業等の福祉制度と連携を密にして、より有効に機能させるとともに、後見等の事務費用の負担、福祉関係諸団体への支援、後見人等に人材を確保するための研修など、実施体制の整備に努めること。

六 後見登記等は、戸籍記載に代わる新たな公示方法であることにかんがみ、戸籍から登記への移行を促進させるとともに、登記事務の運用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮すること。また、利用者の利便の向上に資するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。

七 成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする百十六件の資格制限規定については、更なる見直しを行うこと。

八 新たな成年後見制度について、運用状況、経済的状況、高齢者・障害者をめぐる社会状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを行うこと。

九 聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、視覚障害

を含む全ての障害を持つ人の立場に立った適正な運用が行われるよう公正証書等の指導に努めること。
右決議する。

任意後見契約に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年七月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

任意後見契約に関する法律案
任意後見契約に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二 本人 任意後見契約の委任者をいう。
三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本人が未成年者であるとき。

二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法明治二十九年法律第八十九号第八百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者

ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)を取り消さなければならない。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二十一条に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりと

する。

一 任意後見人の事務を監督すること。

二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。

三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。

四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。

2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)

第八条 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は檢察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるときと認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)

第十一条 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

(家事審判法の適用)

第十二条 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用に関しては、第四条第一項、第四項及び第五項の規定による任意後見監督人の選任、同条第二項の規定による後見開始の審判等の取消し、第七条第三項の規定による報告の

徴収、調査命令その他任意後見監督人の職務に関する処分、同条第四項において準用する民法第八百四十四条、第八百四十六條、第八百五十九條の二第一項及び第二項並びに第八百六十二条の規定による任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人が数人ある場合におけるその権限の行使についての定め及びその取消し並びに任意後見監督人に対する報酬の付与、第八条の規定による任意後見人の解任並びに第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可は、家事審判法第九条第一項申類に掲げる事項とみなす。

(最高裁判所規則)

第十三条 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に関する審判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

審査報告書

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十九日

法務委員長 風間 和

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、民法の一部を改正する法律の施

行に伴い、判断能力の不十分な者の保護を図る同法案の趣旨・目的に沿って、公示催告手続及び仲裁手続二關スル法律は百八十の關係法律の規定の整備等を一括して行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、新たな成年後見制度の実施に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 新制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が、制度の運用に十分に反映されるよう、制度の趣旨・内容について、関係者を始め広く国民に理解されるよう努めること。

二 新制度の運用が柔軟かつ弾力的に行われるためには、家庭裁判所の役割が極めて重要なものとなっていることにかんがみ、家庭裁判所の人的・物的強化及び研修の充実など、体制の整備に努めること。

三 新設される補助の制度に関しては、自己決定の尊重の理念に基づき、補助開始の審判、補助人・補助監督人の選任、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲等について、家庭裁判所調査官が本人との面談の機会を利用するなど、本人の意思を最大限に尊重して、柔軟かつ的確な運用に努めること。

四 成年後見人等の選任に当たっては、本人との

利益相反のおそれのない信頼性の高い者が選任されるよう、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係の有無等の確認について適正な運用をすることともに、選任後においても、家庭裁判所の監督の充実・強化に努めること。

五 成年後見制度について、地域福祉権利擁護事業等の福祉制度と連携を密にして、より有効に機能させるとともに、後見等の事務費用の負担、福祉関係諸団体への支援、後見人等に人材を確保するための研修など、実施体制の整備に努めること。

六 後見登記等は、戸籍記載に代わる新たな公示方法であることにかんがみ、戸籍から登記への移行を促進させるとともに、登記事務の運用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。

七 成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする百十六件の資格制限規定については、更なる見直しを行うこと。

八 新たな成年後見制度について、運用状況、経済的状況、高齢者・障害者をめぐる社会状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを行うこと。

九 聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、視覚障害を含む全ての障害を持つ人の立場に立った適正な運用が行われるよう公証人等の指導に努めること。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年七月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の一部改正）
第一条 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七百九十二条第三項中「無能力者、聾者、啞者」を「未成年者、成年被後見人、被保佐人」に改める。

（法例の一部改正）
第二条 法例（明治三十一年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「無能力者」を「能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産」を「後見開始ノ審判」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「宣告を」を「審判」に改め、同条第二項中「禁治産ノ原因」を「後見開始ノ審判ノ原因」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第五条中「准禁治産」を「保佐開始ノ審判及び」に改める。

補助開始ノ審判」に改める。

第二十四条第二項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二十五条中「保佐」を「保佐及び補助」に改める。

（人事訴訟手続法の一部改正）

第三条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に、「又ハ保佐人」を「保佐人又ハ補助人」に改め、同条第二項及び第三項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見監督人」を「成年後見人」に改め、同条第二項中「後見人ガ禁治産者ノ配偶者ニ非サルトキ」を「成年後見人ガ成年被後見人ノ配偶者ナルトキ」に、「後見人ハ禁治産者」を「成年後見監督人ハ成年被後見人」に改める。

第二十八条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見監督人」を「成年後見人」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正）
第四条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第四百三十八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（不動産登記法の一部改正）
第五条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一百十條ノ四中「破産、禁治産、准禁治産」を「破産ノ宣告、後見開始若クハ保佐開始ノ審判」に改める。

（商法の一部改正）
第六條 商法（明治三十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五号を次のように改める。

五 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト
第六百六十一条第三項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二百五十四号ノ二第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又ハ被保佐人
第五百四十条第二号中「禁治産」を「營業者ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

（公証人法の一部改正）
第七條 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第十六条中「乃至第三号」を「又ハ第二号」に改める。

第二十二條第二号中「又ハ保佐人」を「保佐人又ハ補助人」に改める。

第二十六條中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第三十四條第三項第六号中「保佐人」の下に「補助人」を加える。

（弁理士法等の一部改正）
第八條 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「准禁治産者」を「被保佐人」に改める。
一 弁理士法（大正十年法律第百号）第五条第五号

平成十一年十一月二十四日 参議院會議録第七号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一一

- 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の二十八第三項第一号
- 三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八條の四第九号イ
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四條第一項第一号
- 五 古物営業法(昭和二十四年法律第八十八号)第四條第一号
- 六 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四條第二号
- 七 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十七條第一項
- 八 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四條第二号
- 九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九條第二項第六号イ及び第九十六條第一号
- 十 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五條の三第一項第三号イ
- 十一 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第四條第一号
- 十二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八條第五項第一号
- 十三 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十四條第二項第一号
- 十四 警備業法(昭和四十七年法律第一百七十七号)第三條第一号
- 十五 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第六條第一号
- 十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法

- (昭和五十二年法律第九十六号)第七條第一項第三号
- 十七 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三條第一項第五号
- 十八 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三條第一号
- 十九 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三條第一項第三号
- 二十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六條第三号
- 二十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第七條第一項第一号
- 二十二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第六條第三号
- 二十三 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三條第三項第三号
- 二十四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三條第一号
- 二十五 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)第六條第一項第六号イ
- 二十六 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十二條第二項第三号ロ
- 二十七 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第十九條第五号イ
- 二十八 前払式証券の規制等に関する法律(平

- 成元年法律第九十二号)第九條第一項第五号イ
- 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第六條第一項第四号イ
- 三十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第三十三條第一項第五号イ
- 三十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六條第六号イ
- 三十二 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二十一條第一号
- 三十三 保険業法(平成七年法律第一百五十五号)第二百六十五條の十六第二号、第二百七十九條第二項第五号及び第二百八十九條第一項第五号
- 三十四 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第三條第一号
- 三十五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十二條第一号
- 三十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五十五号)第八條第一項第三号イ
- 三十七 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第五條第七号イ
- 三十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第 号)第八條第一号
- 第九條 未成年者飲酒禁止法の一部改正
- 第二十号)の一部を次のように改正する。
- 第四條を次のように改める。
- 第四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人

- ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス
- (信託法の一部改正)
- 第十條 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第五條中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。
- 第四十二條第一項中「破産、禁治産若ハ準禁治産ノ宣告」を「破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判」に改める。
- (恩給法等の一部改正)
- 第十一條 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。
- 一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七條第二項
- 二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第五條第二項
- 三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第八條第二項
- 四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第八十條第一項第二号ハ
- 五 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第六條第二号ニ
- 六 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)第十八條第一項第一号ホ
- 七 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)第十三條第二項
- 八 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第五條第三号

九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第五條第一項第三号

十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十六号)第六條第四号

(手形法等の一部改正)
第十二條 次に掲げる法律の規定中「無能力ト為リタル」を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に改める。
一 手形法(昭和七年法律第二十号)第十八條第三項
二 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第二十三條第三項

(著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)
第十三條 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第十四條 次のように改める。
第十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十條乃至第十二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ刑ヲ科ス
第十五條を削る。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)
第十四條 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第十四條ノ六中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(学校教育法の一部改正)

第十五條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号を次のように改める。
一 成年被後見人又は被保佐人
第二十二條第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「初から」を「初めから」に、「終り」を「終わり」に改める。
(労働基準法の一部改正)

第十六條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人」の下に「法定代理人が法人であるときは、その代表者」を加える。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第三十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
(国会職員法の一部改正)

第十八條 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第二條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。
一 成年被後見人又は被保佐人

第二條第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終らない」を「終わらない」に改め、同条第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに」に、「者の外」を「者のほか」に、「つく」を「就く」に改める。
(船員法の一部改正)

第十九條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第百三十五條第一項ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。
(国家公務員法の一部改正)

第二十條 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
第五條第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
第三十八條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「除くの外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。
一 成年被後見人又は被保佐人
第三十八條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(家事審判法の一部改正)
第二十一條 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項甲類第一号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加え、「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に、「取消」を「取消し」に改め、同項甲類第二号中「第十二條第二項及び第十三條」を「第十一條、第十二條第二項及び第三

項、第十三條並びに第八百七十六條の四第一項及び第三項」に、「準禁治産の宣告」を「保佐開始の審判」に、「取消その他の準禁治産」を「取消しその他の保佐」に改め、同号の次に次の二号を加える。
二の二 民法第十四條第一項、第十六條第一項及び第三項、第十七條、第八百七十六條の九第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百七十六條の四第三項の規定による補助開始の審判、その取消しその他の補助に関する処分
二の三 民法第十八條の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の取消し
第九條第一項甲類第七号の二中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同項甲類第十四号から第十九号までを次のように改める。
十四 民法第八百四十條、第八百四十三條第一項から第三項まで(同法第八百七十六條の二第二項及び第八百七十六條の七第二項において同法第八百四十三條第二項及び第三項の規定を準用する場合を含む。)、第八百四十九條、第八百四十九條の二、第八百七十六條の二第一項、第八百七十六條の三第一項、第八百七十六條の七第一項又は第八百七十六條の八第一項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任
十五 民法第八百四十四條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による後

見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の辞任についての許可

十六 民法第八百四十六條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任

十七 民法第八百五十三條第一項ただし書(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の調製の期間の伸長

十八 民法第八百五十九條の二第一項及び第二項(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による数人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し

十九 民法第八百五十九條の三(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処分についての許可

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條

第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に「第八百七十六條の五第二項及び第八百七十六條の十第一項」を加え、「後見の事務の」を「後見、保佐又は補助の事務の」に、「後見の事務」を、「当該事務」に、「後見の事務に」を、「当該事務に」に改め、同項甲類第二十二号中「第八百七十七條但書」を「第八百七十七條ただし書(同法第八百七十六條の五第三項及び第八百七十六條の十第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同項甲類第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 民法第八百七十六條の二第三項又は第八百七十六條の七第三項の規定による臨時保佐人又は臨時補助人の選任
第九條第一項甲類第三十三号中「第九百七十六條第二項又は第九百七十九條第二項」を「第九百七十六條第四項又は第九百七十九條第三項」に改める。

(児童福祉法の一部改正)
第二十二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六條、第二十七條第四項、第二十八條第一項、第三十條第一項、第三十三條の四第四号及び第三十三條の七中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第三十三條の八中「後見人」を「未成年後見人」に、「第八百四十五條」を「第八百四十六條」に改

める。

第四十七條第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(戸籍法の一部改正)
第二十三條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「無能力」を「能力の制限」に改める。

第三十二條第一項中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改め、同条第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

(公認会計士法の一部改正)
第二十四條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同条第二号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わりに」に改め、同条第七号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十八條の次に次の一条を加える。
(登録拒否の事由)
第十八條の二 心身の故障により公認会計士若しくは会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士若しくは会計士補の信用を害するおそれがある

者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

第十九條第三項中「できる者」の下に「であり、かつ、登録を受けることができる者」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」の下に「又は登録を受けることができない者」を加える。

第二十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号中「第四條各号の一」を「公認会計士又は会計士補が第四條各号のいずれかに改め、同条に次の一号を加える。

四 公認会計士又は会計士補が心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

第二十一條に次の二項を加える。
2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九條第四項並びに第十九條の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

第四十六條の十一第二項中「拒否」の下に「及び第二十一條第一項第四号の規定による登録の抹消を加え、」を行なう」に改める。

(大麻取締法の一部改正)
第二十五條 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十六條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同条第七号中「取調」を「取調べ」に、「但し」を「ただし」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第二十七條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とする。

第七條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(競馬法等の一部改正)

第二十八條 次に掲げる法律の規定中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

一 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第二十三條の十三

二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)第十三條

三 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)第五條第四項

四 科学技術會議設置法(昭和三十四年法律第四号)第七條第四項

五 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)第七條第四項

六 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十八條第四項

七 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)第十一條

八 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第十五條第四項

九 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第六條第四項

十 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十九條第五項

(醫師法等の一部改正)

第二十九條 第一号に掲げる法律の規定中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改め、第二号に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、第三号に掲げる法律の規定中「左に」を「次に」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 醫師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第三條及び齒科醫師法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第三條

二 醫師法第十三條及び齒科醫師法第十三條

三 醫師法第十四條及び齒科醫師法第十四條

(医療法等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「各号の」を「各号のいずれかに」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十六條の二第二項

二 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十三條

三 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第三十二條第二項

四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第五條

(建設業法の一部改正)

第三十一條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「第十一号までの」を「第十一号までのいずれかに」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第九号中「前各号の」を「前号のいずれかに」に改める。

第二十五條の四中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終り」を「終わり」に改める。

(人権擁護委員会法の一部改正)

第三十二條 人権擁護委員会法(昭和二十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、第一号を削り、同項第二号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項第三号中「除外」を「除くほか」に、「当る」を「当たる」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三十三條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「禁治産、準禁治産若しくは」

を削り、「禁」を「禁錮」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三十四條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項ただし書中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 成年被後見人又は被保佐人

(労働組合法の一部改正)

第三十五條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの」に改め、各号を削る。

第十九條の七第一項中「第十九條の四第一項各号のいずれかを」を「第十九條の四第一項に規定する者」に改める。

第三十一條第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人の下に」を「法定代理人が法人であるときは、その代表者」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第三十六條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(測量法の一部改正)

第五十五条の六第一項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」、「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十八条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「禁治産者、準禁治産者及び禁こ」を「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三十九条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人又は被保佐人。

第十三条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「していたとき」の下に「又は心身の故障により弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第四十条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の」を「各号のいずれかに」に改める。

め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第四条第三号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第四十一条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第三条の二第七号中「前号までの」を「前号までのいずれかに」に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第四十二条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

(相続税法の一部改正)

第四十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第四十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「又は準禁治産の宣告」を削る。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十二」を「第五十一条の十一の二・第五十一条の十二」に改める。

第二十条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人又は補助人」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 成年被後見人又は被保佐人

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第五十一条の二第二項中「民法の下に」(明治二十九年法律第八十九号)を加える。

第八章中第五十一条の十二の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一条、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(生活保護法の一部改正)

第四十六条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十一条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第八十六条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同項ただし書を削る。

(火薬類取締法の一部改正)

第四十七条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わりに」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第六条第四号中「前各号の」を「前三号の」に改める。

ずれか」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第四十八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改め、同項第六号中「取消」を「取消し」に改め、同項第八号及び第九号中「第六号までの一」を「第六号までのいずれか」に改める。

第二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第六号までの一」を「第六号までのいずれか」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「基く命令に違反したとき」を「基づく命令に違反したとき」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に、「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第三十五条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第四十九条 船主相互保険組合法(昭和二十五年

法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号ロ中「終った」を「終わった」に改め、同号ホ中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第五十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同条第八号中「前各号の一」を「前各号のいずれか」に改める。

第七十七条の三十七中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第七十七条の三十九中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「後見人」を「成年被後見人」に改める。

第八十条の二中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終る」を「終わる」に改める。

(建築士法の一部改正)

第五十一条 建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第二十三条の四第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「第一号又は前号」を「前二号のいずれか」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「第一号、第二号又は前号」を「前三号のいずれか」に改める。

(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第四条第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第五十三条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第九号及び第二十九十二条

第一項第九号中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

第四百七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第三号中「外、禁」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終わつて」に改める。

第四百二十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第三号中「外、禁」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終わつて」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第五十五条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第七号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前各号のいずれか」に改め、同項第八号中「第六号までの一」を「第六号までのいずれか」に改める。

第四百四十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

(地方公務員法の一部改正)

第五十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第

二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十六条各号(第四号を除く。を)第十六条第二号、第三号若しくは第五号」に改め、同条第八項中「第十六条各号(第三号を除く。を)第十六条第二号、第四号又は第五号」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第十六条第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第五十七条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第五十八条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同条第二号を次のように改める。
二 成年被後見人又は被保佐人

第七条第二項中「行政書士が引き続き二年以上業務を行わないときは」を「行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

一 引き続き三年以上行政書士の業務を行わないとき。

二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき。

(海事代理士法の一部改正)

第五十九条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第三条第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「まつ消」を「抹消」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第八十六条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第六十一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人

第四十一条第三項第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同項第三号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第六十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第六十四条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

(宗教法人法の一部改正)

第六十三条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第二十二号第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第六十四条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいずれかに」に改め、同項第五号中「前四号の一」を「前各号のいずれかに」に改める。

第七条の二中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第七条の二第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三号中「取消」を「取消し」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第六十五条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「次の各号の一」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十九条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

見人に、「前二号の」を「前三号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第六十六条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第七条第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

第六十一条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「及び保佐人」を、「保佐人及び補助人」に改める。

(税理士法の一部改正)

第六十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第二十五条第一項中、「又はを」若しくはに改め、「判明したとき」の下に、「又は第二十四条第六号に規定する者に該当するに至つたとき」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第六十九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前各号の」を「前各号のいずれかに改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに改める。

第十八条第一項ただし書中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第五十二条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第七号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律等の一部改正)
第七十条 次に掲げる法律の規定中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、「禁治産、準禁治産又は」を削り、「禁こ」を「禁錮」に改める。

一 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第十一条第一項

二 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)第七条

三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第二十四条

(旅行業法の一部改正)

第七十一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前号の」を「前号のいずれかに改める。

(地方公営企業法の一部改正)
第七十二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(酒税法の一部改正)
第七十三条 酒税法(昭和二十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十号中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号中「因る」を「よる」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に改め、「法定代理人」の下に「(酒類の製造又は販売に係る営業に關し代理権を有するものに限る。)」を加え、同条第四号中「申請者」の下に「又は前号に規定する法定代理人」を加え、同条第七号中「終り」を「終わりに改め、同条第八号中「終つた」を「終わつた」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)
第七十四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第三条第六号中「前各号の」を「前各号のいずれかに改める。

第五十条第二項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第二号中「へまでの」を「へまでのいずれかに改め、同号二を次のように改める。

二 成年被後見人

第五十条第二項第二号へ中「ホまでの」を「ホまでのいずれかに改める。

平成十一年十一月二十四日 参議院會議録第七号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(商工會議所法等の一部改正)

第七十五条 次に掲げる法律の規定中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に、「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

一 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)第十五条第二項

二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百九号)第六十三條第四項

(武器等製造法の一部改正)

第七十六条 武器等製造法(昭和二十八年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「終り」を「終わりに」に改め、同号ロ中「取消」を「取消し」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 成年被後見人

第五條第一項第五号ホ中「二までの」を「二までのいずれかに」に改める。

(厚生年金保険法等の一部改正)

第七十七条 次に掲げる法律の規定中「第三百十八條第四号」を「第三百十八條第三号」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第四百七條第五項

二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一

号)第三百七條第五項

(警察法の一部改正)

第七十八条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

第三十九條第二項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第七十九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第三十八條第一項第二号中「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法等の一部改正)

第八十條 次に掲げる法律の規定中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、「禁治産、準禁治産又は」を削る。

一 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭

和三十二年法律第二百六十六号)第三十條

二 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)第九條

三 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)第一百八條

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八十一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第八十二條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五條第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

第十五條中「次の各号の」を「次の各号のい

ずれかに」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第十五條第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

第二十五條中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第二十五條第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

第四十四條の三中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第四十四條の三第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

第五十一條の四中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五十一條の四第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

三 成年被後見人

第五十四条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五十四条第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第六十一条の四中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第六十一条の四第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第八十三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五条第五号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第八十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

(特許法の一部改正)

第八十五条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一条)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し及び同条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第二項及び第四項中「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

第十八条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第三項中「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

第三十九条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(自動車タミナル法の一部改正)

第八十六条 自動車タミナル法(昭和三十四年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」

に、「前二号の一」を「前二号のいずれかに改め、同条第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第八十七条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六章中第二十八条の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第二十七条の三 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることが出来る。

(商業登記法の一部改正)

第八十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の前の見出しを「(添付書面)」に改め、同条第二項中「後見人が未成年者」を「未成年後見人が未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第四十八条第一項第二号中「無能力者」を「被

後見人」に改める。

第四十九条第二項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年被後見人が成年に達した」に改め、同項に後段として次のように加える。

成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたことによる消滅の登記の申請についても、同様とする。

第五十条の見出しを「(添付書面)」に改め、同条第一項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年被後見人が成年に達したこと、成年被後見人について後見開始の審判が取り消された」に、「添附し」を「添付し」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第八十九条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を削り、第三十二条を第三十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることが出来る。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第九十条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和

三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第十九条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

第二十五条中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第六号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の」を「前各号のいずれかに改め、同条第七号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに改める。

(所得税法の一部改正)
第九十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十八号中「心神喪失の」「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改め、同項第四十二号中「行なう」を「行なう」に改める。

(母子保健法の一部改正)
第九十二条 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)を次のように改める。

第六條第四項中「行なう」を「行なう」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(執行官法等の一部改正)
第九十三条 次に掲げる法律の規定中「又は保佐人」を、「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助

監督人」に改める。

一 執行官法(昭和四十一年法律第一百一十一号)第三

三條第三号

二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十

九條第二項第五号

(小型船舶業法の一部改正)

第九十四条 小型船舶業法(昭和四十一年法律

第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の」を「前二号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

(通関業法等の一部改正)

第九十五条 次に掲げる法律の規定中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第三号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に、「前各号の」を「前各号のいずれかに改める。

一 通関業法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第六條

二 建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)第三條のうち、第四章の二に二節を加える改正規定中第七十七條の三十七に係る部分

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)
第九十六条 液化石油ガスの保安の確保及び取引

の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三十條中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三十條中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第九十七条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律

第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

第四十二條の三第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「又は保佐人」を、「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)
第九十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第四号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同号へからちまでの規定中「ホまでの」を「ホまでのいずれかに改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第九十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に

関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八條中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第八條第四号中「行なう」を「行なう」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一百條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第六條第一項第六号中「前各号の」を「前各号のいずれかに改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第一百條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第三号中「除く」の下に、以下同じを加え、「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に関し代理権を有する者に

限る。以下第十七条までにおいて同じ。の氏名、商号又は名称に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十三条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第五号中（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、第一号から第三号までの一」を「前各号のいずれかに改める。

第十七条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第八号中（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に改め、第一号の下に「又は前号を加える。

第二十一条中「前項」とあるのは「第二十条」との下に、同項第三号中「自ら輸入をした製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」とを加える。

第二十二條第二項第三号中（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名を」法定代理人（製造たばこの小売販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。以下同じ。）の氏名、商号

又は名称に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第二十三条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第七号中（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「又は破産者を若しくは破産者に改め、あるとき」の下に、「又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき」を加える。

第三十一条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第十一号中（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第六号又は第九号を」第六号、第九号又は前号に改める。

（外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法の一部改正）

第一百一条 外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法昭和六十一年法律第六十六号の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号二「禁治産者若しくは準禁治産者を」成年被後見人若しくは被保佐

人に改める。

第三十条第二項中「していたとき」の下に「若しくは心身の故障により外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加える。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部改正）

第一百三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「後見人を」未成年後見人に改める。

（国会等の移転に關する法律等の一部改正）

第一百四条 次に掲げる法律の規定中「禁治産、準禁治産若しくは」を削る。

一 国会等の移転に關する法律（平成四年法律第九十九号）第十五条第六項

二 地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）第十三条第四項

（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律の一部改正）

第五五条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律（平成七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五條中「次の各号の一」を「次の各号のい

れかに改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第五條第五号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改める。

（塩事業法の一部改正）

第一百六條 塩事業法（平成八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「禁治産者を」成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名を」法定代理人（塩の製造に係る営業に關し代理権を有する者に限る。第七條第一項において同じ。）の氏名、商号又は名称に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七條第一項第五号中「禁治産者を」成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六條第二項第三号中「禁治産者を」成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名を」法定代理人（塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人で

ある場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

(民事訴訟法の一部改正)

第一百七条 民事訴訟法平成八年法律第九号の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第三十一条見出しを含む。中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第三十二条の見出し中「準禁治産者」を「被保佐人、被補助人」に改め、同条第一項中「準禁治産者又は法定代理人」を「被保佐人、被補助人(訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十條第四項において同じ。)」又は後見人その他の法定代理人」に、「保佐人又は後見監督人」を「保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助

監督人又は後見監督人」に改め、同条第二項中「準禁治産者又は法定代理人」を「被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人」に改める。

第三十五条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十條第四項中「準禁治産者」を「被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人」を「後見人その他の法定代理人」に改める。

第二百二十四条に次の一項を加える。

5 第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合にあつては、同号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。

二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

(日本銀行法の一部改正)

第八十條 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「に掲げる場合」を削り、同項第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第九十條 中小企業等投資事業有限責任組合契約

に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三号を次のように改める。

三 後見開始の審判を受けたこと。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第一百十條 金融再生委員会設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一百一十條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章の次に一章を加える改正規定のうち第四十三條の六に係る部分中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいずれかに」に改める。

附則第三條に次の一項を加える。

2 附則第一條第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第四十三條の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治産

者」とする。

(旧産業組合法の一部改正)

第十二條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十條の規定によりなお効力を有するとされる旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第四号を次のように改める。

四 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一百一十條の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の廃止)

第二條 法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律(明治三十三年法律第五十二号)は、廃止する。

(経過措置)

第三條 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第三條第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、

なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法第百三十八条の改正規定

二 第七条中公証人法第十四条及び第十六条の改正規定

三 第十四条の規定による帝都高度交通官団法第十四条ノ六の改正規定

四 第十七条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十一条の改正規定

五 第二十条中国公務員法第五条第三項の改正規定

六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術会議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定

七 第三十一条中建設業法第二十五条の四の改正規定

八 第三十二条の規定による人権擁護委員法第七條第一項の改正規定

九 第三十三条の規定による犯罪者予防更生法第八条第一項の改正規定

十 第三十五条中労働組合法第十九条の四第一項及び第十九条の七第一項の改正規定

十一 第四十四条中公職選挙法第五条の二第四項の改正規定

十二 第五十条中建築基準法第八十条の二の改正規定

十三 第五十四条中地方税法第四百二十八条の改正規定

十四 第五十五条中商品取引所法第四百一十一条第一項の改正規定

十五 第五十六条中地方公務員法第九条第三項及び第八項の改正規定

十六 第六十七条中土地収用法第五十四条の改正規定

十七 第七十条の規定によるユネスコ活動に関する法律第十一条第一項、公安審査委員会設置法第七条及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四条の改正規定

十八 第七十八条の規定による警察法第七條第四項及び第三十九条第二項の改正規定

十九 第八十条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整委員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等に関する法律第十六条の改正規定

二十 第八十一条の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の改正規定

二十一 第八十四条の規定による農林漁業団体職員共済組合法第七十五条第一項の改正規定

二十二 第九十七条中公費紛争処理法第十八条第二項の改正規定

二十三 第一百四十四条の規定による国会等の移転に関する法律第十五条第六項及び地方分権推進法第十三条第四項の改正規定

二十四 第百八条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定

二十五 第百十條の規定による金融再生委員会設置法第九条第一号の改正規定

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
後見登記等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十九日
参議院議長 高藤 十朗殿
法務委員長 風間 紘
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改め、新たに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び

び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法に代えて、後見、保佐及び補助並びに任意後見契約に関する新たな登記制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に伴う経費として、平成十一年度登記特別会計予算に八千三十六万円が計上されている。

附帯決議
政府及び最高裁判所は、新たな成年後見制度の実施に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 新制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が、制度の運用に十分に反映されるよう、制度の趣旨・内容について、関係者を始め広く国民に理解されるよう努めること。

二 新制度の運用が柔軟かつ弾力的に行われるためには、家庭裁判所の役割が極めて重要なものとなっていることにかんがみ、家庭裁判所の人的・物的強化及び研修の充実など、体制の整備に努めること。

三 新設される補助の制度に関しては、自己決定の尊重の理念に基づき、補助開始の審判、補助人・補助監督人の選任、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲等について、家庭裁判

官 報 (号 外)

平成十一年十一月二十四日 参議院会議録第七号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 後見登記等に関する法律案

二五

所調査官が本人との面談の機会を利用するなど、本人の意思を最大限に尊重して、柔軟かつ的確な運用に努めること。

四 成年後見人等の選任に当たっては、本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い者が選任されるよう、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係の有無等の確認について適正な運用をするともに、選任後においても、家庭裁判所の監督の充実・強化に努めること。

五 成年後見制度について、地域福祉権利擁護事業等の福祉制度と連携を密にして、より有効に機能させるとともに、後見等の事務費用の負担、福祉関係諸団体への支援、後見人等に人材を確保するための研修など、実施体制の整備に努めること。

六 後見登記等は、戸籍記載に代わる新たな公示方法であることにかんがみ、戸籍から登記への移行を促進させるとともに、登記事務の運用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮すること。また、利用者の利便の向上に資するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。

七 成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする百十六件の資格制限規定については、更なる見直しを行うこと。

八 新たな成年後見制度について、運用状況、経

済的状况、高齢者・障害者をめぐる社会状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを行うこと。

九 聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、視覚障害を含む全ての障害を持つ人の立場に立った適正な運用が行われるよう公正証書等の指導に努めること。

後見登記等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年七月六日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

後見登記等に関する法律案

後見登記等に関する法律

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。)、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総称する。)について

では、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(登記所)

第二条 後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所次条において「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

(後見等の登記等)

第四条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。)をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日
二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」と総称する。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)

三 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」と総称する。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」と総称する。)が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為

六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲

七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日

九 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十五条の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む。以下「保全処分」という。)に関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

2 後見等の開始の審判前の保全処分(政令で定めるものに限る。)の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項

を記録することによって行ふ。

(任意後見契約の登記)

第五条 任意後見契約の登記は、囑託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行ふ。

一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属並びにその証書の番号及び作成の年月日

二 任意後見契約の委任者(以下「任意後見契約の本人」という。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)

三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲

五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め

六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)並びにその選任の審判の確定の年月日

七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日

九 保全処分に関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

(後見登記等ファイルの記録の編成)

第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、第四条第二項の登記については政令で定める保全処分ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

(変更の登記)

第七条 後見登記等ファイルの各記録(以下「登記記録」という。)に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知ったときは、囑託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第四号までに掲げる者 同項各号に掲げる事項

二 第五条第二号、第三号又は第六号に掲げる者 同条各号に掲げる事項

2 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、囑託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することが出来る。

(終了の登記)

第八条 後見等に係る登記記録に記録されている

前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

2 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第一項第二号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、囑託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

3 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、囑託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することが出来る。

(登記記録の閉鎖)

第九条 登記官は、終了の登記をしたときは、登記記録を閉鎖し、これを閉鎖登記記録として、磁気ディスクをもって調製する閉鎖登記記録に記録しなければならない。

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。))の交付を請求することが出来る。

一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録

三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるものの
2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することが出来る。
一 未成年後見人又は未成年後見監督人
その未成年後見人又は未成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

二 成年被後見人等又は成年後見監督人等
その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者
その任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるものの
3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されて

いる事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「閉鎖登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録

二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であつた閉鎖登記記録

三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 登記を囑託する者

二 登記を申請する者

三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第十三条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第十四条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第

百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、後見登記等に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の公布の日の日ずれが遅い日から施行する。

(禁治産者及び準禁治産者についての経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「民法改正法」という。)附

則第三条第一項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

2 民法改正法附則第三条第二項の規定により被保佐人若しくはその保佐人とみなされる者又は当該被保佐人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、保佐の登記を申請することができる。

3 民法改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者について、民法改正法の施行後に確定した審判に基づく変更の登記又は終了の登記の囑託がされた場合において、当該囑託に係る登記事項を記録すべき登記記録がないときは、登記官は、職権で、当該者について前二項の登記をする。

4 登記官は、前三項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、その旨の通知をしなければならない。

5 戸籍事務を管掌する者は、前項の通知を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る成年被後見人とみなされる者又は被保佐人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない。

(公証人法の一部改正)

第三条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「郵便料の下に」、第五十七条ノ三ノ登記ノ手数料相当額(第三項ニ於テ登記手数料ト称ス)を加え、同条第三項中「郵便

料の下に、「登記手数料」を加える。

第四章中第五十七条ノ二の次に次の一条を加える。

第五十七条ノ三 公証人任意後見契約に関する

法律(平成十一年法律第 号)第三条二規

定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意

後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ謄本ヲ添付ス

ルコトヲ要ス

(家事審判法の一部改正)

第四条 家事審判法の一部を次のように改正す

る。

第十五条の二中「審判で最高裁判所の定める

もの」を「審判(戸籍の記載又は後見登記等に關

する法律(平成十一年法律第 号)に定める

登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定

めるものに限る。以下この条において同じ。」「

に、「含む。」で最高裁判所の定めるもの」を「含

む。」「に改め、「管掌する者」の下に「又は登記

所を、「記載」の下に「又は後見登記等に関する

法律に定める登記」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四

号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。

第三十二条第二項を削る。

「第八節 親権及び後見」を「第八節 親権及

び未成年者の後見」に改める。

第八十一条第一項中「後見開始」を「民法第八

百三十八条第一号に規定する場合に開始する後

見(以下「未成年者の後見」という。)の開始」に、

「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項

中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中

「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十二条中「後見人」を「未成年後見人」に改

める。

第八十三条中「後見人」を「未成年後見人」に、

「添附し」を「添付し」に改める。

第八十四条中「後見終了」を「未成年者の後見

の終了」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め

る。

第八十五条中「後見人」を「未成年後見人」に、

「後見監督人及び保佐人」これを「未成年後

見監督人」について改める。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に生じた事由による前

条の規定による改正前の戸籍法第八十一条、第

八十二条及び第八十四条(同法第八十五条にお

いて準用する場合を含む。)の届出については、

前条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

2 民法改正法附則第三条第三項の規定により従

前の例によることとされる準禁治産者及びその

保佐人については、前条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の

一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法

律(昭和二十三年法律第四百一十二号)の一部を次

のように改正する。

第二条第一項第八号中「第三条第一項若しく

は」を「第三条第一項」に改め、「第十五条第一

項」の下に「若しくは後見登記等に関する法律

(平成十一年法律第 号)第十一条第一項」

を加え、同条第二項中「及び債権譲渡の對抗要

件に関する民法の特例等に関する法律」を、「債

権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関す

る法律及び後見登記等に関する法律」に改め

る。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の

一部改正)

第八条 行政機関の保有する情報の公開に関する

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律の一部を次のように改正する。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十条の二 後見登記等に関する法律(平成十

一年法律第 号)の一部を次のように改

正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十

五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二

条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する

法律の適用除外)

第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記

ファイルについては、行政機関の保有する

情報の公開に関する法律(平成十一年法律

第 号)の規定は、適用しない。

附則第一条中第三号を第四号とし、第二号の

次に次の一号を加える。

三 第十条の二の規定 後見登記等に関する

法律(平成十一年法律第 号)の施行の

日(平成十二年四月一日)又はこの法律の施

行の日のいずれか遅い日

投票者氏名

日程第一 民法の一部を改正する法律案(第四百

十五回国会内閣提出衆議院送付)

日程第二 任意後見契約に関する法律案(第四百

十五回国会内閣提出衆議院送付)

日程第三 民法の一部を改正する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律案(第四百十五

回国会内閣提出衆議院送付)

日程第四 後見登記等に関する法律案(第四百十

五回国会内閣提出衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

阿南 一成君	阿部 正俊君	有馬 朗人君	井上 裕君	石渡 清元君	岩井 國臣君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩崎 純三君	岩永 浩美君	海老原義彦君	大島 慶久君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀三君	久野 恒一君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

須藤良太郎君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	田中 直紀君	武見 敬三君	常田 享詳君	中島 眞人君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林 芳正君	平田 耕一君	眞鍋 賢二君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

末広まきこ君	鈴木 正孝君	田浦 直君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中島 啓雄君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 起君	長谷川道郎君	馳 浩君	服部三男雄君	日出 英輔君	保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	三浦 一水君	溝手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	山内 俊夫君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

石田 美栄君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	小林 元君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	羽田雄一郎君	広中和歌子君	藤井 俊男君	本田 良一君	松崎 俊久君	円 より子君	本岡 昭次君	柳田 稔君	吉田 之久君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

木庭健太郎君	白浜 一良君	鶴岡 洋君	日笠 勝之君	福本 潤一君	森本 晃司君	山本 保君	阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉川 春子君	大脇 雅子君	日下部禮代子君	谷本 頼君	福島 瑞穂君	三重野米子君	阿曾田 清君	入澤 肇君	田村 秀昭君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	-------	--------

反対者氏名

○名

月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
奥村 展三君	椎名 素夫君
菅川 健二君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	菅野 久光君
中村 敦夫君	

平成十一年十一月二十四日 参議院会議録第七号

三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号	
大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二〇円	二五円